

平成25年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成25年2月7日(木)
開会 午後3時 閉会 午後5時50分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、
文化財保護課 吉田 誠、指導主事 森本賢一郎
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第5号 平成25年度「指導の重点」について
 - (2) 議案第6号 平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について
 - (3) 議案第7号 京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第8号 京丹後市立学校条例の一部改正について
 - (5) 議案第9号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
 - (6) 議案第10号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (7) 議案第11号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (8) 議案第12号 京丹後市公民館条例の一部改正について
 - (9) 議案第13号 京丹後市学校再配置基本計画実施方針の見直しについて
 - (10) 議案第14号 第27回日本教育技術学会in京都の開催に係る後援について
 - (11) 議案第15号 「30歳の成人式」in京丹後の開催に係る後援について
 - (12) 議案第16号 網野少年少女合唱団グリーンクワイア・松本晃ジョイントリサイタルの開催に係る後援について
 - (13) 議案第17号 日本木琴協会丹後支部発足記念コンサートの開催に係る後援について
 - (14) 報告第1号 京丹後市スポーツ推進委員の退職について
 - (15) 報告第2号 土曜日を活用した教育活動の実践研究について
【追加議案】
 - (16) 報告第3号 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について
- 8 その他 諸報告

9 会 議 録 別添のとおり (全38頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成25年3月19日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、

教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、

子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、

文化財保護課長 吉田誠、指導主事 森本賢一郎

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただ今から「平成25年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。もう2月ということで、もうすぐ確定申告ということでございまして、いろいろと時間的な問題で皆様方に本当にご迷惑をお掛けしていますし、これからまた3月15日までご迷惑をおかけすると思っておりますがどうかご容赦をお願い致したいと思っております。また、網野高校のレスリング部、また女子の柔道であるとか、いろんな関係の中で体罰というものが取り上げられております。我々もしっかりと見守っていき、その経過をじっくりと見ていきたいと思っております。1月につきましてはみなさまと一緒に新年を迎え、そしてまた定例会をやらせていただいて、それから1月の24日には臨時の議会がございまして出席をさせていただきました。また、1月31日は京丹後市の教育支援センターの開所式ということでございます。これで子どもたちが頼れる場所ができればなと思っております。本当に関係の皆様におかれましてはご努力に対して今後ともよろしくお願い致したいと思っております。

続きまして、次に米田教育長から第1回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心といたしまして教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

それではみなさん、こんにちは。委員長がもう言われましたけれど、大変押し迫ったお忙しい時にありがとうございます。本当に時の流れを早く感じまして、学校の方もあと52日ほどですべてをまとめて次に引き継ぐというような、そんな時期になってきました。委員長も言われましたけれども、大津市のいじめによる自殺ではないかということが大きな問題になりましたけれども、昨年7月以来連日のように報道もされておりました。学校や教育委員会のあり方について連日話題になったわけですが、つい先日には大津市が設置しました第三者委員会の報告書が出されました。自殺の直接原因はいじめというふうに結論づけまして学校も教育委員会も組織の体面を掛けて因果関係を否定したいという動機がここを創ったと、非常に大きく大変厳しく非難もされておりました。そうした中、今度は教師の体罰を苦に生徒が自殺したのではないかということが大きく問題という報道をされまして、体罰の問題がクローズアップされております。体罰、それから愛のムチ、いろん

な面からのコメントを目にもいたしますけれども、学校は大事なお子様を預かって教育をする場所であると、どんな理屈を並べても、児童・生徒が怪我をする、また心に傷がつく、ましてや精神的に追い込まれて自ら死を選ぶというようなことになれば、それを正当化する理論というのは何もないと思っております。そうした意味で、再度体罰防止の指導の徹底を図るということにつきまして、本日報告第3号でも説明をさせていただきますが、京丹後市教育委員会でも府教委の方針を踏まえながら取り組みを粛々と実施したいというふうに思っております。詳しいことはその報告の中で説明させていただきます。今日、重要な案件がたくさんありますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、メモを用意しておきましたので、見ながら動静を説明させていただきます。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ありましたらお願ひ致します。

ございませんか。

それでは、次に会議録の承認を行います。第1回の署名委員は文珠委員でございます。会議録につきましては、お手元の方に送付させていただいております。原案のとおり承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

森委員を指名致しますのでよろしくお願ひを致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第5号「平成25年度指導の重点について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願ひ致します。

〈米田教育長〉

来年度の京丹後市教育委員会の指導の重点についてであります。学校教育については森本指導主事から、社会教育につきましては土出課長の方から説明を致します。

〈森本指導主事〉

失礼します。まず、学校教育の指導の重点と学校教育の重点です。お手元に、改正点比較対象表というのがいっていると思いますので、これをもとに説明をさせていただきたいというふうに思います。まず一番目は目次のところですがけれども、大きく変わっていると

ころが最初の「夢と希望のはぐくみプラン」、そこで赤字で書いてあるのが改正点、目次の改正があったということです。続いて2ページの方から説明させていただきます。最初が「はじめに」というところですが、まずその前に、今回、学校教育全体を貫いている中で大きく2つの用語の変更をさせてもらっておりまして、まず1つ目の用語の変更です。これまでの「就学前から義務教育9年間を見通して」というような用語を昨年度まで、使っておりましたが、今年度からは「就学前から中学校卒業までを見通し」という文言ですべて貫いております。それからもう1つはこれも大きなところですが、昨年の11月24日だったと思いますが「～京丹後市の学校教育改革構想～子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指して」が示されました。学校教育につきましては、これに基づいた活動を進める。沿ってということが全体の中でも貫いているというのがこの大きく2つ貫いているということで説明をしていきたいと思っております。

「はじめに」というところは、基本的には大きく本旨は変わっておりませんが、今説明したように、本市ではという真ん中から少し上の方ですけれども、学校再配置の取組を契機として、ということで赤字のところでは、平成24年11月「～京丹後市の学校教育改革構想～子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指して」を示し、ということで既に示されていますのでこれに基づいて進めていきますというふうに述べています。それからこれまで幼稚園・学校は教育委員会だったわけですが、管轄が、保育所もなっておりますので、また、幼保一体化・一元化を見据え、というふうにそれも含めて変えてきております。それから昨年は、実際にモデル校として小中一貫につきましては峰山中学校区と網野中学校区をモデル校にして研究を進めてきたわけですが、来年度につきましても、引き続きということになっていきますし、各すべての町域で就学前から中学校までを見通した小中一貫教育の具体的な実践研究を全市域で進めていくというふうに書いております。以上が、「はじめに」というところの説明です。続きまして3ページの方ですが、「就学前から」というところがすべて「中学校卒業までを見通して」ということに書き直しております。まず学校教育改革の推進ということですが、そこも、文言としてはすべて「就学前から中学校卒業まで」というふうに文言整理をさせてもらっているのと、特にこの中にちょっと大きな特徴点は、赤で書いてあるところです。「保育所・幼稚園・小学校・中学校の縦の連携」、具体的に保育所・幼稚園・小学校・中学校の縦の連携と社会教育及び地域との一層の連携という横の連携を努めるというふうにして、そして就学前から中学校卒業までの一貫教育の活動を進めていきますというふうにそこをかなり強調して具体的に書いているところが特徴であります。次、4ページの方ですが、さらに、昨年ですと(9)までだったところ、(10)番を追加しております。ほかには、「多様で魅力的な教育を一層展開するため、小中一貫教育を見据えた取組と関連させながら」、実は来年から、今年からも一部行っていますが、土曜を活用した授業というのが入ってきておりまして、将来どうなるか分からないのですが、土曜日も将来的には授業日として使っていくという流れがちょっとできておりますので、その先駆けということでこういった一貫教育も踏まえながらそれも取り込んで、その中身を取込みながら進めていくという項を10番目に付け加えております。更に、25年度の重点目標ということで、赤い枠で囲ってあるわけなのですが、平成28年度の小中一貫教育全面実施、つまり28年度には本市では小中一貫教育を全面実施しますと。来年が25年度ですから、もう3年後ということですので、この事項を考えて視野に入れ重点的な取り組みを進めるということですので①から説明を書いております。一番大事なのはまず中学校ごとに目指すことも像を設定し、

その具現化に向けた実践課題を整理しましょう、そして、これからの動きはすでにもう昨年からしているわけですが、③にありまように、中学校区を単位として、小中だけではなくて、保幼小中というかたちで、そして一貫教育の方にシフトしていきますよというふうにさらに具体的に書いているというのが今回の特徴です。

続きまして、特色ある学校づくりというところに行かせていただきます。5ページですが、これも基本的には変わっておりませんが、同じく就学前から中学卒業までを見通したということと、昨年までは、改革構想というものを具体的にはまだ示されていませんでしたが、それが示されたので、これに基づいてやりますよという風に書いています。さらに同じことなわけですが(1)の方に「保育所・幼稚園から小学校、中学校へと連続した指導を進めていくために各中学校区を単位として目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成する。」と、そしてもうすでに峰中校区、網中校区では先行実践してもらっていますので、それからも学んでいこうというふうに書いております。

続きまして、6ページの方に入ります。人間形成の基礎を培う就学前教育の推進ということで、ここはかなり赤い字が入っておりまして、例えば「また」というところがありますね、就学前教育の今年分、来年度分ですが、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「京丹後市の学校教育改革構想」を踏まえ」ということで、両方を視野に入れて進めていきます。ということで「一貫性、連続性ある実践により「生きる力」の基礎を培う。」というふうに書いております。あと、(1) 児童の発達課題とか、それから(3) 幼保一体化・一元化による運営、本市子ども園における実践の成果を踏まえ、保育所と幼稚園の連携・交流を一層深める。(4) では「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく就学前から中学校卒業までの小中一貫教育の実現に向け、幼児・児童の発達の連続性と発展性を考慮した一貫性のある保育・教育を行うとともに、保幼小の情報共有や、幼児・児童・教職員の交流と相互理解を深めるなど、小学校との連携に努め、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る、これは引き続きなのですが、前段を少しかなり詳しく述べているところが特徴であります。

続きまして、7ページの方に行きます。幼稚園教育です。ここは見てください(1) 前段の部分は変わりませんが、一部文言修正があるのでありますが、(1)の方は「幼稚園教育要領に基づく適切な教育課程・指導計画を編成するとともに、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を踏まえた学校評価を活用し、特色ある園づくりに努める。」ということや(3) では家庭と密に連携してということでコミュニケーションを大切にするというのが今年ですが、次年度は育むというふうに整理をさせてもらっております。

続きまして、8ページですが、今年まではなかったのですが、保育所に新たに25年度は保育所における教育というものを新たに付け加えております。ここについては、前段だけ読みますと、「保育所は質の高い養護と教育を一体的に行い、環境を通して保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援を進めることにより、幼児の心身の豊かな発達を図る。とりわけ、保育所保育指針における教育に関わるねらい及び内容を踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎を培う総合的な保育の充実に努める。」というところが一番大きな目標であります。あと(1) から(5) までというふうにさらに詳しく説明をさせてもらっているところです。

続きまして8ページの学習指導です。基本的には変わらないですが、より具体的に教員にもイメージできるようにということで、今年まずは基礎的・基本的な内容を確実に身に

付けさせるというふうには書いています。その前提となるのは、やはり学級が安定しているということが前提になりますので、「安定した学級経営のもと」、これがないとそれはなかなか難しいだろうと、従って学習とそれから学級、生徒指導も含めた学級経営は一体のものであるというふうには捉えて、こういう文言を追加しております。それから、基礎・基本に対して活用というものが非常に最近話題になったり、非常に求められてきているわけですが、ここにも今度切り込んでいこうということで、活用する力を育成するというので、かなり協調をしております。それからあと、言語能力の活動と、つまり学ぶという中ではただ目で追っていくじゃなくて言葉、それからやり取り、書いたり、読んだり、伝えたりという言語能力というのが非常に基盤になりますので、ここもかなり今回は強調をしております。9ページの赤いところですが、特にその中で(5)学力診断テストといたしまして、国の方が来年からまた調査を行うこととなっておりますが、同時に京都府の方も学力診断テストをやっておりますので、そういったテスト結果をただ分析するのじゃなしに、分析した結果の活用力を高めようと、そのことが、ただ分析するだけでは今までやってきているので、そうではなく、分析したものをより次に生かしていくという活用力というところをかなり今回は強調しています。さらに(6)では小学校や中学校だけではなくて就学前教育の課題や実践を視野に入れてということで、学力はやはり小・中・高校だけではなく就学前からやっぱりその基礎的な部分が重要だということを視野に入れたカリキュラム作りということを意識していこうというふうに強調しております。続きまして10ページです。(6)、9ページの(6)がつなぎなので10ページの方に小中一貫教育モデル校は、今年峰中と網中校区ですから、来年はモデル校ではなく、「小中一貫教育導入研究校」というふうに指定をさせてもらうことを考えておりますので、それを徐々に増やしていくということで28年度からもう小中一貫校ということになるわけですが、その先駆けとしてここを進めていくというふうになっております。

次、進路指導の方に行かせていただきます。進路指導の方は文言の整理が一部ありますが、(4)を新しく入れております。「学校間・校種間の幼児児童生徒の交流、家庭・地域との連携や協力を深め、自尊感情を基盤とした将来への夢と希望をはぐくむ。」、本旨がいつている夢や希望ということですから、進路指導はそこに繋がっていかないといけないということで新たにここを追加しております。

次、特別支援教育です。基本的にはもう、一部文言修正(3)だけ行っております。

次、へき地教育ですけれども、特に(1)の方の見直しをしています。(1)へき地の特性を踏まえた教育ですね。個に応じた指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。受け身になりがちなのですが、それはやっぱり主体性ということで協調しております。

12ページですけれども、あと校内の集団活動、どうしても規模が小さいということで、合同授業、学校間の多用な交流を組織的・計画的に促進するというので、引き続き小さい学校だけかたまるのじゃなくて周辺の学校との交流ということも大事にしていこうということです。次、大きく豊かな人間性をはぐくむ教育の推進、道徳教育の方は昨年かなり見直しをしましたので、引き続き来年度も同じ方向でというふうに考えております。

それから次、人権教育の方ですが、今年まではいつも使われている教育活動全体に人権教育の視点を適切に位置付け、というふうにはずっと使ってきたわけですが、来年度は、あらゆる、教育活動ではなしに、あらゆる教育活動の中にとくに文言修正をさせていただきますので、(6)のところ、いじめ問題とかありますし、あるなしに

関わらずここは重視していこうということで、(6)に「いじめ行為は相手の心を傷つけるだけでなく、人権を著しく侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを認識させ、解決に向けて行動できる幼児児童生徒の育成に努める。」というふうに新たに追加をしております。

次、生徒指導ですが、ここも基本的には変わらないわけですが、大きく追加をしたのが、近年いわゆる情報通信ネット、コンピューターとか携帯とかいろいろありますけども、スマートフォンとか、これは中学生が非常に多く使っていて問題が発生しております。かつて、コンピューターを教えはじめた時には先生の方が子どもたちより上だったわけですが、今はもう先生を飛び越えております。(6)の「情報通信ネットワークに関わる諸問題については、早期の適切な対応を図るとともに、家庭等と連携しながら情報モラルについて指導を行う。」情報モラルというのは非常に今欠如しているといった状態になっています。(7)、それから(8)「中学校区において保育所・幼稚園、小・中学校の相互連携を深め、幼児児童生徒の実態と指導の成果・課題を共有するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに生徒指導を進める。」つまり、中学校区で同じ視点でやっていこうという、ここをかなり重視しております。

続きまして15ページ、芸術文化活動は一応昨年からは見直しましたが、(4)を取らせていただきました。「第26回国民文化祭・2011」というのがあったのですが、昨年はそれも踏まえてということでしたのですが、来年についてはこれも取ろうと。

体育・スポーツ活動ですが、文言修正だけです。

次、健康安全教育。少し言葉を吟味させてもらって、3行目なのですが、予測、危機予測ができるなど、これまでは危機回避の能力というふうに言っとったわけですが、いろいろな東日本大震災とかそのものを含めてやっぱり、その回避だけじゃなしにやっぱり対応能力っていうのが重要だろうということで、危機対応能力の育成を図るというふうに言葉の方を少し改めさせてもらいました。あと、校種間連携ということで、非常災害訓練を各中学校は中学校、小学校は小学校でやるのじゃなくて、保育園とも一緒にするとか、中学校は小学校と一緒にするとか、網野中学校とか網野北小の例もありますけれども、それから、あと保育所で小学校一緒になるというような、そういったことがこれからは必要になってくるかなというため、入れさせてもらっております。それから(5)のところですが、いわゆる性に関する教育「性教育」というふうに言葉を使っていたわけですが、そこを「性に関する教育」というふうにきちっと文言整理をさせてもらっております。

次ですが、社会の変化に対応する教育の推進ということで、国際理解教育の方は一部文言修正をさせてもらっております。

それから環境教育の方は昨年多くの見直しをしましたので、引き続き来年度も同じ方向で、環境と情報について修正はありません。

次、危機管理の徹底につきましては、いじめを入れております。(2)いじめ問題、そして今話題になっている体罰やセクシャルハラスメント等に関しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には組織的、かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る、というのを新たに付け加えております。あと(4)につきましてはいわゆる記録媒体と言っていたやつを、記録を記憶媒体という用語に修正したということです。

それから、次は教職員の資質能力の向上というところですが、全体としては変わらない

わけですけれども、特に京丹後市の方は年々若い教員が増えております。採用から10年未満というのがほとんどの担任の8割以上小学校で占めております。それが段々とベテラン教員が退職していくと、また、学校も再配置されていって教員数も少なくなっていくと、一定の規模は確保するなかで何が大事かというやはり教職員の資質能力の向上、そして一番これからしなければ、これからもずっとやるのは人材育成ということで、特にここに全力を注ぎということで資質能力だけじゃない、人材育成にも取り組むということで、新たに加えております。

次、教職員研修です。最後の20ページの方ですが、(3)のところをもう少し整理させました。府のほうは総合教育センターという研修機関があるのですが、そこに行けば研修したというふうには考えずに、そこに行く前の意識、教職員は常に実践上の課題意識を持った意欲的な自己研修を基盤とする。まず先生方というのは自己研修が基盤であると、そしてその中からこれを選ぼうかと。総合教育センターも今単位制になっております。自分で選べる、単位制になっておりますので、そういったものを前段に持ってきたということです。それから4番目のほうに、「学校再配置や学校教育改革など京丹後市の教育課題に対する理解を深めるとともに」、これは一緒なのですが、これまた追加で、中学校区を単位として、何回も使っておるわけですけれども、保育所、幼稚園、小・中学校が協同し、就学前から中学校卒業までの系統的、連続的な教育を目指した幼児児童生徒の交流や合同の研修等を積極的に進める。5番目に保育所と幼稚園は就学前教育の課題と実践を共有し、相互理解と連携を深めながら、保育士・教職員の交流、合同の研修等を積極的に進める、ということを入れまして、いよいよ保幼小中というのが一括全部をまとめていこうという流れになります。以上です。

〈土出社会教育課長〉

続きまして、社会教育の指導の重点の説明をさせていただきたいと思います。社会教育の指導の重点につきましては、平成23年度の指導の重点の際に、4つ、内容変更をさせていただきました。それから2年で昨年度も大きな変更はなかったのですが、今年度につきましては指導の重点を継続していくという形の内容になっております。ただ、平成25年度に新たにに取り組む課題ですとか内容につきましては、一部指導の重点の中に盛り込ませていただいております。1つ、3枚目になりますが高齢者教育に関する項目です。高齢者教育につきましては、平成25年度、今まで各町で実施をされておりました高齢者教育、高齢者事業、それから社会教育で実施をしておりました高齢者事業を市教委で一本化しながら実施をする。そしてまた新たに、そのできていなかった地域につきましては事業を新たにやっていくということで、6地域は教育的なメニューの中で事業を実施していくことにしております。それに伴いまして、3ページの(5)の部分ですが、高齢者教育の内容につきましては、今回具体的に学習活動を通じた交流の機会を提供するというにさせていただきます。合わせまして、社会参加の部分削除しその経験を生かした地域活動を推進するという形で提供させてもらっております。それからもう1点は、平成25年度が建国1300年ということになります。その関係で、8ページになります文化スポーツの振興の、文化財の方の活用の部分で、新たに10項目目を追加をさせてもらっています。この建国1300年の節目の年に文化財を中心とした各種事業を実施していき、その文化財の大切さを再認識してもらいながら郷土愛を育む取り組みを進めていくということで25年度の取組内容を簡単に追加させていただいております。それと、あと全体的には

字句を一部修正させていただいたということですが、大きな改正点につきましては以上の2点であります。ただ、平成26年度につきましてはまた新たな課題について今年度25年度から検証していかなければならない部分もありますので26年度につきましてはその課題を持ち寄って、また指導の重点の中で考えていきたいと思っております。25年度につきましては、以上2点の部分の修正を修正してもらいながら指導の重点にしたいというふうに、よろしくお願ひします。

〈小松委員長〉

ありがとうございました。議案第5号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願ひ致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

学校教育改革の推進というテーマの中で、土曜の活用というのが挙がっていますが、もう少し具体的にはどのような活動でどのようなふうに。

〈森本指導主事〉

それは竹本教育理事が詳しいので。

〈竹本教育理事〉

この後、報告の中で詳しくご説明させていただこうと思っておりますので、申し訳ありませんがそちらの方でお願いいたします。

〈小松委員長〉

分かりました。楽しみにしておきます。

〈文珠委員〉

失礼します。指導重点の案を拝見させていただきまして、小中一貫に向けて満を辞していろいろな協議検討の中でマグマがガツと活動して浮き出てくるようなすごい計画だなと思って拝見させてもらったわけですが、体罰ということが社会問題として注目されています。この中にもそういったことが入ってきておるわけですが、やっぱり体罰は絶対いけないのだということについて前向きな、ちょっと表現的にはなかったのじゃないかなと。検討をしていくというような、教育的にはそういう表現になるだろうと思うのですが、体罰は絶対いけないんだということをアピールできたらもっといいんじゃないかなというような気がして読んでおりました。特に、保育園・幼稚園が委員会の管轄になっておるわけですが、中学校の体育とかだけではなくて、そういうところにもやはり体罰の影は潜んでいるというふうに思っております。それを、みんなが体罰はいけないんだということを本当に指導の重点として目標に掲げるような表現があってもいいのではないかなというふうな気がいたしております。

〈小松委員長〉

その辺りについてはどうですか。

〈小松委員長〉

検討しておいてもらった方がいいです。

〈小松委員長〉

生徒指導の部分を見ると、情報モラルということにかかってきますけど、実際に僕自身も情報提供させていただいたりしたりして、これは絶対的に必要な、これで、子どもたちの方が先ほど言われたように進んでおりますので、本当にそのあたりきっちりと対応して、明文化して、先ほどの体罰のところでありましたけれども、ダメなものはダメという定義づけはやっぱりやっていく必要があるのかなとは思いますが、けれども。

〈文珠委員〉

今の委員長の御意見に関連するのですが、コンピューターの方の教育というか教える内容というのはどういうことが中心になっておりますか。

〈森本指導主事〉

昔はコンピューターを使って、最初のころ、もう20年も前ですけども、お絵かきだとか入力するとかいうことを中心にやっていたのですが、今は各教科で一部進んでいる学校ならそれを入れて計算問題をしてみたりとか、理科であれば理科で使って星の観察をするとか、空を見るとかいうような形で使っているわけですが、ただ、なかなか時間的なものがありますので、学校によってちょっとさまざまな形になってはいますが、その時間としては活用しながら文章を書いたり、それから今6年生なんか使っているのは、そこで卒業の文集を作ったりとかというような形で活用しています。

〈小松委員長〉

今年度になって保育所、就学前からということなのですが、保育所では、今まではこういった指導の重点的なものっていうのは、保育単独で重点はあったのでしょうか。そして今回こういう形になったわけですが、その中で違和感のような、何かそういう様なものはありませんか。

〈中村子ども未来課長〉

園の中で目標みたいなのを定めたりというようなことはありましたけれども、こういうふう京丹後市の教育委員会、市の指導をしていくということですが、やはり保育指針とかが台本になっておりますので、それに沿いながら園としてこういうことをやっていくというような形が多かったのではないかと、いうふうに思います。

〈野木委員〉

すみません、教職員研修、最後の方の部分のところなのですが、この資料20ページの赤で書いてある小中を一貫のそういったものをこういう時は合同研修会でやっていくんだと、積極的にやっていくんだということなのですが、具体的に来年度入るうえでそう

やって書いてあるのを定められておるのかということと、私達委員は今年度いろいろなところに研修に行かせていただいて、現場を見させていただいているのですが、現場の教職員の皆さんがほかの所、地域のそういう小中一貫で教育をされているような現場を見られるということは今まであったのでしょうか。

〈森本指導主事〉

全部ではないですけども、各学校の代表や校長とか教頭とかの関係者ですね、これに関わっている中学校ごとに組織ができておりますので、そういう人たちが、この間だったら京都市の方に行くとかというような形で研修を今進めております。全員がということはなかなかないです。

〈野木委員〉

管理職の方々は行かれる、今までは行かれたけど、実際に教鞭をとっておられる方はまだ多くは行っておられないと。

〈米田教育長〉

指定校を受けているところが、それ以前に指定を受けて研究をしたような学校に教員揃って行くような場合もあります。あまり多くはないですけどもそういう研修があります。それからあとは、授業開発講座とかをしております講座の人たちがグループを組んでそれぞれの学校を訪問して、その学校の授業を見せてもらったり、そのグループの誰かが授業をしてそれを見たりするという例もあります。ただ、一斉に教員が行くというようなことがなかなか学校の場合取りにくくて、十分だとは言えないと思いますが、努力しています。それからこの小中一貫なんかで今までにないことがでてきたのは、網野にしても峰山にしても小学校の先生が全員で中学校へ見に行くと、中学校の先生が全員で小学校へ見に行くと、そしてお互いの交流をするというようなムードも今年非常に大きく生まれてきております。

〈野木委員〉

はい。そしたら最初の質問に戻るのですが、ここに書いてある交流とか合同の研修を、さっき言ったように、していくんだというこの教職員というのは、やっぱり現場のというのが教鞭をとっておられる方々のための部分という理解でいいですね。

〈森本指導主事〉

すでに町域ごとに中学校単位で小中の先生が集まって、もう2年前から一斉に夏にそういう研修をしているということは、もう何回もやっています。

〈野木委員〉

分かりました。

〈米田教育長〉

それから体罰とかいじめにつきまして、これは指導の指針になるので、あまり細かいことは書いておりませんが、また今年も、渡したと思いますけれども「指導の重点」「推進上の留意点」というのがあられるわけですね。その中に体罰・いじめ・不登校と今年は体罰も重

点的に入れたいと思うのですが、こういうことがあったので。そういうのをかなり細かくしております。それから、保護者への通知文とか、いろんなどころにこの体罰について、今日も出てくると思いますが人権尊重の視点から許されるものではないというような表現もこうしながら、非常にこれは重視していかなければならないという姿勢は、いろんなどころで見せてはいます。

〈森委員〉

すみません。最初に配っていただいた指導の重点の案ということでちょっと見せていただいた時に、危機管理の徹底の所で初めて、(2)ですね、報告・連絡・相談の体制の確立を図るということが出てきたのですが、今日新旧の表を見た時にその辺が変わってるということを示して赤い字で示してもらっていたので、まだ今になって初めて報告・連絡・相談というのが文字として出てきたのかなという思いがあるのですが、これは危機管理だけではなくてもう全てのことに報告と連絡と相談っていうのはお願いしたい部分だなと思います。これはもう子ども一人一人の行動にしてもそうですし、学習面にしてもそうなのですが、ぷつぷつと切れるのではなくて、その報告・連絡・相談っていうのがしっかりなされていたら保育所・幼稚園から小学校・中学校にかけてのその一本化で見ただけかというと、そういうことができるんじゃないかなというふうに思いますので、危機管理だけではなくて各種面でもお願いしたいと思います、昨今のいじめ問題とか体罰っていう問題でもそうですけども、いろいろその立場立場であると思うのですが、こういうことが本当になされていたら、こんな大きな問題になる前に子どもが命を絶つところまでいかなかったんじゃないかなっていうのが親の立場から言うと特に思うので、それはお願いしたいと思います。以上です。

〈米田教育長〉

森本先生、これが特別に強調された理由、もしあれだったら誰か。

〈森本指導主事〉

そうですね、やっぱりその辺が、きちっとしているわけですが、各学校、京丹後市全体が、改めてやっぱりこもきちっと入れる。今までは入れてなかったのですが、違うところでは入れておったのですが、ここはやっぱりこういう問題が発生するということを改めてきちっと自覚しながら、あらゆる教育活動の中で必要なことなので、という意味でここを入れさせてもらったということです。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

学校教育、社会教育の方通して、何かほかにご質問等ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りをさせていただきます。

議案第5号「平成25年度指導の重点について」につきまして、原案どおり承認するこ

とと決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第6号「平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これについても、全国学力・学習状況調査、政権が代わりましてちょっと去年と変わった形で実施するということがありました。教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

それでは議案第6号「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の実施について」説明をさせていただきます。全国学力・学習状況調査は平成19年度から実施をされておりますが、平成22年度からは全部の小中学校ではなく国の抽出校の調査となっております。本年度、平成24年度は京丹後市では小学校9校、中学校7校が抽出されておりましたが、それぞれの学校の課題を整理し、学校で重点をおいて取組んできたことの結果把握等を行うためには、全小中学校を実施する必要があるという判断から、京丹後市の場合は市の費用において、抽出校以外の学校も実施することとして、全校調査を行ってきておりました。

平成25年度におきましては、国において、きめ細かな調査を行うこととなり、全校調査を行うこととなっております。また、本年度は国語、算数・数学に加え理科も行っておりましたが、これは、国の専門家会議において、3年に一度程度の実施が妥当であるとのまとめがされたことを基に実施されたものでありまして、本年度実施しておりますので25年度は実施が予定されておられません。

25年度は、本体調査以外にきめ細かい調査として、新たに「経年変化分析調査」、「保護者に対する調査」、「教育委員会に対する調査」が追加で実施されることになっております。これは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、取組みを通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するとともに、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的として実施をされます。

経年変化分析調査は、全国で抽出された小中学校の小学校6年生又は中学校3年生が対象でありまして、京丹後市では小学校は抽出されておられません。中学校の方で、久美浜中学校が抽出校となっております。調査の教科は、国語、算数・数学なのですが、中学校でするので国語、数学となっております。経年変化調査であるため、同一問題による調査を行うということのようですが、25年度は初めての取組みとなるため、将来の分析のためのデータを得ることが大きな目的となりますが、過去の調査も活用して一定程度の分析がされるようです。

その他、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析するため、抽出校の保護者に対する調査と、国の教育施策の検証や、教育委員会における効果のある教育施策の把握・分析を行うため、全教育委員会に対する調査を実施することとなっております。

なお、調査結果につきましては、国の要領にもありますとおり、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争に繋がらないよう配慮する必要があることから、京丹後市では従来どおり、教育委員会において学校ごとの結果については公表は行わないという判断をさせていただきたいというふうに思っています。

以上、平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第6号を説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〈小松委員長〉

今までもこういったテストというのは、市として次にどういう指導に利用されるのですか。直接的な利用というのはあるのですか。結果を受けて。

〈吉岡教育次長〉

はい、各学校の点数等については指導主事の先生の方で分析していただいて各学校にも流しておりますし、各学校の中でも各学校の状況は把握をさせていただいて翌年度以降の指導に生かすようにしていただきます。

〈小松委員長〉

そのフィードバックがどうなのかなということが一番だと思います。

〈吉岡教育次長〉

点数も教育委員会と各学校はそれぞれわかっているのですが、それは公表はしていないということになっています。

〈米田教育長〉

それで、京都府は京都府で分析をきちっとして、丹後の資料、京都府の資料、それからこの資料とで、うちの学校では何が欠けているかというようなことを学校が判断しながら、それに対する補充学習をしたりとかいうふうに努力していただく学校が多くあります。

〈吉岡教育次長〉

指導主事の先生が、結構細かい分析もしていただいています。今年はどうで去年がどうだとか、それからそのことや児童数。

〈小松委員長〉

京丹後市の学校間の中においてどうだというあたりも、やっぱり、公表するということ

は学校の問題があるでしょうし。

〈吉岡教育次長〉

学校規模がどうだということや、それから新人の先生がどうだということや、それからあの先生がどうだったかといったところまでいろいろと分析していただいています。

〈小松委員長〉

十分な活用を現場としてしていただくのが一番必要なと思います。

〈野木委員〉

すみません、保護者に対する調査っていうのがあるようなのですが、ちょっと読ませていただいてもちょっとどういうふうに進められるのかっていうことがよく分からないのと、何を比較対象されるのを目的に実施されているのかちょっとお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

〈吉岡教育次長〉

実はまだ細かい調整をしておりますので、正確なことはお答えできないのですが、先生分かりますか。

〈森本指導主事〉

前まではなかったのです。まずはやってそのあと子どもの意識をアンケートして調査します。

〈米田教育長〉

見本も付いていない。

〈森本指導主事〉

はい。

〈吉岡教育次長〉

まだ付いてないですね。

〈森本指導主事〉

今度初めてその保護者の調査が入っています。新しいのです。

〈小松委員長〉

そうですか。

〈森本指導主事〉

来年度。例年はないです。

〈文珠委員〉

これはセットに受けなきゃいけないものですか。

〈吉岡教育次長〉

その保護者の調査もどこですかということもまだ決まってないですね。どこを抽出するかということはまだ決まってないです。

〈小松委員長〉

そこもまた別ですか。

〈野木委員〉

そこも抽出ですか。

〈吉岡教育次長〉

保護者も抽出です。はい、保護者も抽出です。

〈小松委員長〉

学校の抽出になる。

〈吉岡教育次長〉

はい、学校の抽出になります。

〈野木委員〉

久美中でもどうなのですか。

〈文珠委員〉

生徒は全校、全学科。

〈吉岡教育次長〉

そうです。

〈文珠委員〉

保護者は抽出。

〈吉岡教育次長〉

はい。一般的な学力調査は全校するのですし、先ほどちょっと話しましたように経年変化だけは久美浜中学校が抽出された。これは国によって抽出されていますので、京丹後市で抽出したわけではないのです。多分保護者のもここをなさっていうのが、抽出を向こうがするのかこちらがするのかちょっとそれもまだ分からないのですが、教育調査になっています。

〈山根学校教育課長〉

よろしいでしょうか。議案6号の一番後側に抽象的なことが書かれていまして、調査対象とした抽出した公立学校において、本調査を受けた児童生徒の保護者というのが調査対象者でございますし、調査の事項については、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に対する考え方等が問われるということで整備をされておりますので、ちょっと一度目を通していただければと思います。

〈小松委員長〉

この抽出は小学校・中学校とか関係なく。

〈吉岡教育次長〉

そうですね。

〈小松委員長〉

本部から何か回答が。

〈吉岡教育次長〉

はい、それは分からないですね。はい、京丹後市はどの学校が抽出になるのかはまだ分からない。

〈吉岡教育次長〉

あの、全国ではもしかしたら該当しない市町村もあるかも知れないので、京丹後市の教育委員会としては学力調査を行うことについて、教育委員会の方で承認をいただきたいということです。

〈文珠委員〉

国からは任意で。

〈吉岡教育次長〉

いや、実際はしなければいけないのですが、拒否するところもあるかも知りません。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

それではお諮りをさせていただきます。議案第6号「平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第7号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長から説明します。

〈吉岡教育次長〉

はい、議案第7号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、外国語指導助手の採用に当たり、根拠としております財団法人自治体国際化協会の招致外国語青年任用規則の改定に伴い、一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、任用の規則におきまして、処分等の内容が整理されたため、本市の規則の規定についても同様に改正をするものです。

改正文ですが、第7条には免職について規定をしておりますが、第1項第2号に「禁錮以上の刑に処せられた場合」を加えることとし、これにより第3項を別立てで規定する必要がなくなったため、第3項は削除させていただきます。

第30条には懲戒免職について規定しておりますが、第7条と同様に第1項第2号に「禁錮以上の刑に処せられた場合」を加えることと、第2項第4号の懲戒免職については、労働基準法の規定では職員に重大な服務規律違反や背信行為をした場合は即時免職も可能であるとされておりますので、労働基準監督署の認定を受けて、労働基準法第20条に規定しております手当を支給しないことができるため、条文の改正を行うものです。

その他、任用規則の改正にあわせて若干文言の整理をさせていただいております。

施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日とします。

一般的な解雇の場合なのですが、30日前の予告というのが義務付けられていまして、30日前に予告をしないときには30日分の賃金を払わなければいけないということが労基上で定められておりますのでそういうことも含めての改正となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

ご質問等ございませんか。

〈小松委員長〉

指導助手の労働基準法第20条に規定する手当というのは、該当するような手当というか、どういう手当なのか。

〈吉岡教育次長〉

今の、申し上げた手当のことですか。

〈小松委員長〉

その部分を指しているわけです。このことをあえて謳わなければならないということは禁錮以上の何かあったということなのではないでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

そこまでは把握できていないのです。

〈森委員〉

私も委員長と同様「著しく」って何か京丹後で問題があったのかなと思いました。

〈藤村教育総務課長〉

全国的に統一した文言です。京丹後だけということではなしに。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第7号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することと決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは、異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第8号及び議案第9号の2議案につきましては、条例改正及びそれに基づく規則改正でございまして、関連致しますので一括議題と致したいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは、ご異議なしと認めます。よって議案第8号「京丹後市立学校条例の一部改正について」、議案第9号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」の2議案を一括議題と致します。

米田教育長から提案の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

学校再配置に関わるものです。教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

まず議案第8号「京丹後市立学校条例の一部改正について」説明をさせていただきます。京丹後市学校再配置計画に基づく京丹後市立網野南小学校と郷小学校の再配置について、平成24年9月26日に網野南小・郷小学校づくり準備協議会が発足し協議を進めてきて

おりますが、準備協議会において、再配置の時期を平成26年4月とすることが確認されています。また、再配置後の学校名につきましては、準備協議会において協議をいただき、「京丹後市立網野南小学校」とすることとなりましたので、これを踏まえ、再配置計画どおり網野南小学校を拠点校として、網野南小学校と郷小学校の再配置を平成26年4月に行うため、市立学校の設置を規定しております「京丹後市立学校条例」の一部を改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

別表において学校の名称と位置を規定しておりますが、第1号中、京丹後市立網野南小学校、京丹後市立島津小学校と京丹後市立郷小学校の項を、京丹後市立網野南小学校と京丹後市立島津小学校に改めるものです。

施行期日につきましては、附則で平成26年4月1日からとします。

再配置まで、1年以上の期間がありますが、これにつきましても早く学校名が決まることによりまして、多くの準備作業を、時間をもって行うことができることとなるため、今委員会に提案させていただくこととしたものです。

なお、承認をいただきましたら、3月議会に上程をさせていただくこととしております。

少し付け加えさせていただきます。学校名につきましては、準備協議会で、参画している各団体がそれぞれ話し合っていた結果を持ち寄り選定することが協議会の方で確認されておりまして、改めてその結果を、持ちよりをしていただきまして決定をしました。公募とか、そういうものはやっておりません。特に郷小学校区からは、140年の歴史ある学校であり、南小学校区の皆さんも郷小学校区の歴史や文化、伝統の思いを尊重いただき、単に郷小学校がなくなるのではなく、お互いの思いを尊重しながら、新しい南小学校という名称に決定する思いをもって欲しいという意見も出され、その意見を尊重されながら、協議会の中で話し合いをしていただいて、網野南小学校という形で決まりました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。前議案で提案させていただきました網野南小学校と郷小学校の再配置に伴い、学校通学区域の見直しが必要となりましたので、通学区域を規定しております規則の一部を改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

別表中、番号10網野南小学校から番号12郷小学校を、番号10網野南小学校と番号11島津小学校に改め、網野南小学校の通学区に郷小学校の通学区の全てを合わせて規定するものです。

これにより、番号13から29を1項ずつ繰り上げ、番号12から28とします。

施行期日につきましては、学校条例の改正に合わせ、附則で平成26年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第8号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それでは、続きまして議案第9号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」のご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

それでは全体を通しまして、ご質問、ご意見等ございましたら。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第8号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

はい。異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第9号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次の、議案第10号及び第11号の2議案につきましても、条例改正及びそれに基づく規則改正でございまして、関連致しますので一括議題とさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第10号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第11号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

はい。これも教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第10号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。学校再配置に伴い、平成25年3月末をもって閉校となります大宮第三小学校、田村小学校及び湊小学校の施設につきまして、施設全体の跡利用についてはそれぞれ再配置準備協議会、関係区等で協議を行っておりますが、現在、利用方針が決まっておりませんので引き続き検討することとしていただいておりますが、体育館及びグラウンドにつきましては、地元区等との協議を受け、社会体育施設として設置をさせていただきたいとのものです。

なお、管理等につきましては地元協議をさせていただいているところでありますが、地元区等への委託を検討もさせていただいているところでございます。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第2条で社会体育施設の名称と位置を規定しておりますが、それぞれ学校名や地域名を参考に京丹後市大宮第三体育館、京丹後市大宮第三グラウンド及び京丹後市田村体育館、京丹後市田村グラウンド、京丹後市湊体育館、京丹後市湊グラウンドを追加するものです。位置は、それぞれ学校の所在地を規定しております。

別表で使用料を規定しておりますが、第8項に京丹後市大宮第三体育館、第9項に京丹後市大宮第三グラウンド、第21項に京丹後市田村体育館、第22項に京丹後市田村グラウンド、第23項に京丹後市湊体育館、第24項に京丹後市湊グラウンドの使用料を規定します。使用料の額につきましては、現在の学校施設としての使用料と同額とし、田村グラウンドと湊グラウンドは夜間照明が無いため、夜間の使用料は規定をしておりません。

施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日からとします。

なお、承認をいただきましたら、3月議会に上程をさせていただくこととしております。

続きまして、議案第11号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。前議案で提案をさせていただきました社会体育施設の追加の条例改正に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める施行規則の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、施行規則で定めています社会体育施設の利用時間に、京丹後市大宮第三体育館、京丹後市大宮第三グラウンド、京丹後市田村体育館、京丹後市田村グラウンド、京丹後市湊体育館、京丹後市湊グラウンドを追加するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第3条で利用時間を規定しておりますが、第8号に京丹後市第三体育館、第9号に京丹後市第三グラウンド、第21号に京丹後市田村体育館、第22号に京丹後市田村グラウンド、第23号に京丹後市湊体育館、第24号に京丹後市湊グラウンドを規定し、体育館は午前8時30分から午後10時まで、グラウンドは午前8時30分から日没までの利用時間を規定するものです。

なお、利用時間は、他の同様施設と同じ時間とさせていただきます。

施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

はい。ただ今、条例並びに規則の一部改正についてにつきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈吉岡教育次長〉

すみません、説明が間違っていましたので一か所訂正をさせていただきます。京丹後市大宮第三グラウンドの利用時間は日没までではなく、午後10時までです。訂正をさせていただきます。

〈小松委員長〉

訂正をお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは、次に議案第11号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第11号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第12号「京丹後市公民館条例の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これについても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

はい。議案第12号「京丹後市公民館条例の一部改正について」説明をさせていただきます

ます。改正の内容につきましては、京丹後市善王寺地区公民館は、善王寺区の集会施設内に設置をしておりましたが、善王寺集会施設が新築移転しますので、地区公民館を引き続き集会施設に設置をするため、公民館の位置を変更するものでございます。改正文の内容ですが、別表第1に公民館の名称及び位置を規定しておりますが、京丹後市善王寺地区公民館の位置を京丹後市大宮町善王寺1058番地に改めるものです。施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日からとします。

なお、承認をいただきましたら、これにつきましても3月議会に上程をさせていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

はい。議案第12号を説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第12号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認とすることに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第13号「京丹後市学校再配置基本計画実施方針の見直しについて」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これも教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第13号「京丹後市学校再配置基本計画実施方針の見直しについて」説明をさせていただきます。議案の次の資料をご覧いただきたいと思います。

再配置基本計画の中で、実施方針は毎年ローリングをして見直すこととしておきまして、現在平成24年度から27年度までとしておりました実施方針の再配置年月を、25年から27年度に見直し、該当する学校を規定させていただくものです。

内容としましては、再配置計画では、計画期間を前期27年度までと、後期28年度から32年度までに区分し、後期期間内に複式学級の編成が予測される五箇小学校を再配置

することとしておりますが、複式学級の編成が予測されます28年度に、五箇小学校を再配置する規定をさせていただきたいものです。

なお、拠点校は、立地条件等を総合的に判断し、吉原小学校とさせていただきます。

これにつきましても、承認をいただきましたら、3月議会中に全員協議会を開催していただき、報告をさせていただく予定としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第13号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

いよいよ後期の方もあがってきたという時期になったのかなというのを改めて感じるところでございますけれども。

〈吉岡教育次長〉

補足させていただきます。後期の期間内の再配置の計画は、今再配置計画の中ではここしかないです。1つだけです。それと、28年度に複式が予想されるのが2年生と3年生が6人ずつということで、12人の複式学級になります。複式になるのが12人以下ですので、一番多い複式になるのですが、実は29年度、1年先になりますと、新1年生は1人の予定です。それから30年については新1年生が4人ということで、ここら辺からずいぶん少なくなってきました。

〈小松委員長〉

学校再配置検討分科会の中でも、五箇の保護者の方等に、再配置に対しての御意見等を聞いていたところで、いよいよ後期も始まるのかなと思うところでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈文珠委員〉

すみません、後期の計画は今のところ他にはないのですが、後期期間中にさらに検討が加えられるということはあるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

再配置計画が議会でいろいろと審議をされておる中で、全体的なことについて途中で見直すということはなかなか難しいのではないかなと思っています。実施方針の関係で、例えば27年、28年にするとかいうようなことについては認めてもらえることになるだろうと思うのですが、特に峰山町内は再配置の計画が五箇小学校しかないのですが、例えば峰山町内で再配置をするとかいうようなことについては、根本的な見直しになってくるので難しいのではないかなというふうに思っています。地域住民の方とか議員さんの方か

ら話があれば変わってくるかなと思うのですが、今のところはそういう状況ではないと思います。

〈文珠委員〉

複式がおきないということですね。

〈吉岡教育次長〉

はい。

〈文珠委員〉

今は。

〈小松委員長〉

その時々の中で今後検討していくということですね。

〈米田教育長〉

計画にない学校でも地域の声とかいうようなことを加味しながら、ということで書いてありますのでね、地域の方から要望があったりこちらから話しかけたことが上手く理解をもらえたりすると、それはないとは言えないということです。

〈小松委員長〉

基本計画を前期、後期と分けた中での現時点での計画部分を粛々と進めておるという状況下にあるということだと思います。

〈山根学校教育課長〉

一点補足をさせていただきます。

〈小松委員長〉

はい、どうぞ。

〈山根学校教育課長〉

先ほど、複式が発生しないということであったと思うのですがけれども、峰山町内に限っては、結構児童の動きがあります、転入・転出。で、可能性としては複式が発生する学校もあり得るというような数字をもっていますので、そこだけは次長の答弁を訂正させていただければと思います。

〈吉岡教育次長〉

具体的にはどこの学校ですか。

〈山根学校教育課長〉

丹波です。

〈文珠委員〉

他の町はたくさんする中で、複式ということの一つの名目としてあげている中で、もしそういうことがあるならば意見の出るところじゃないかなというふうな気もします。出ないのであれば、別に建て前としてあるわけですから、複式を変えさせなきゃというところですけど。もし出てくると、また言われることもあるかなという気がしています。

〈野木委員〉

すみません。私はその再配置計画のことをまだ学んでないので、ちょっととんちんかんな質問だとは思いますが、これからちょっと離れて質問したいと思うのですが、そもそも、この再配置計画というのは、各町でどういうふうに再配置していくかということが基本になっていると思うのですが、その再配置の話し合いの中で、町を取っ払って再配置をしていくというようなそういう話し合いというのはなかったのですか。

〈米田教育長〉

これにつきましては、最初の再配置検討の委員会を持つまでに作りましたきまりの中で、町域を、町を分けることはしない。それから再配置の関係で一つの学校を分けるということはないというような条件をもとに再配置を進めてきました。ですから、検討分科会みたいな中でそういう意見もあるところはあったのですが、それについてはそういう事情を説明して、町域をまたがらないというふうにしてきております。

〈野木委員〉

すみません、おそらくそうだろうと思って質問させてもらったのですが、この場でこんな意見を言わせてもらうなんていうのはちょっとお場違いだとは分かって発言させてもらうのですが、私がそもそもその町にこだわっているというそのものが、なんで一つになったのだという大原則から外れているように思うのです。だからこういうすごく歪な感じで合併、小学校区が決められてしまうような感じがします。いろいろ歴史だとか地域の伝統とかそういったものがあることは分かっているのですが、やっぱりそういうものを分かったうえで新たな地域を作っていくと思ったら、例えば河辺地区、大宮の河辺地区の人達だったら丹波へ移る。その地域の方々が近いところというくくりで再配置をしていくことも、遠い未来の話じゃなくて中期ぐらいの部分で、そういう形にまた再配置の再配置、新しい再配置を考えていかんといかんような時代が来るのであろうなというふうに思ったので、これとはちょっとかけ離れた話になったのですが、それはあくまでも昨年教育委員になった私の今の気持ちということで、そういう意見です。お答えはいいません。

〈米田教育長〉

ただ、言われるように今の人数を見て、いわゆる今年0歳児までしか人数は分かりませんが、この下降率を見ていくと言われたようなことをしていかなかったら例え1町1小学校になっても大変なことになる時代がきそうだということは統計の推移がそのまま続くとしたら十分予測できます。

〈小松委員長〉

人口動態とかの経過を含めて今後考えていかなきゃならない問題かなと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第13号「京丹後市学校再配置基本計画実施方針の見直しについて」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは、異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第14号「第27回日本教育技術学会 in 京都の開催に係る後援について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これにつきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第14号「第27回日本教育技術学会 in 京都の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業につきましては、現代の様々な教育課題を取り上げ、それらについて模擬授業や講演を通して考えていく機会とするため、日本教育技術学会が実施しておりまして、第27回は京都市を実施場所とし、「学力を保障し、教室の障害児にも効果的な教材の検証」をテーマとされて実施をされます。内容は、チラシにありますとおり全体会として講座、分科会、模擬授業、シンポジウムなどとなっております。

対象については、教育関係者と教員、主催は日本教育技術学会、会場は京都大学、期日は平成25年3月9日、申請者は第27回日本教育技術学会 in 京都現地事務局越智敏洋氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第14号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第14号「第27回日本教育技術学会 in 京都の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第15号「30歳の成人式」 in 京丹後の開催に係る後援について」を議題と致します。米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これも教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第15号「30歳の成人式」 in 京丹後の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業は、少子化、高齢化、過疎化などにより地域コミュニティが崩壊してきている地域が増えてきている中、中長期的な地域の活性化に寄与すべく、30歳こそが本当の成人だと捉え、また本来は強い同級生のつながりを大事にして、生まれ育った地元について、あるいは自分が生活をし、愛着を持つ町について考える機会とするため、地域活性化プロジェクトとして実施されるものです。

内容について、式の中では、市長講演、パネルディスカッション等が行われ、その後、懇親会が予定されております。

主催は京丹後30歳の成人式実行委員会、会場はセントラーレ・ホテル京丹後、期日は平成25年3月23日、申請者は京丹後30歳の成人式実行委員会実行委員長櫛田啓氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第15号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

これからの京丹後を背負っていただく若いメンバーが賛同して名前を連ねていただいておりますし、また野木委員の息子さんも加わっていただいております。頼もしい限りだと思います。30歳の方が集まって活発な活動をやっていただければと思います。

〈文珠委員〉

役員さんたちは全員30歳なのですか。

〈森委員〉

同級生ですよ。

〈文珠委員〉

来年になったら、来年30歳の方がまた申請されるという流れになるのでしょうか。

〈小松委員長〉

第1回目の開催の経過の中でということになると思います。

〈吉岡教育次長〉

引き継ぎをしていきたいだろうと思っています。

〈小松委員長〉

いろんな形で活発にいろんなイベントを起こしてもらっていただけることはいいことだと思います。

〈森委員〉

はい。うちにも該当者がおるのですが、20歳の成人式はほぼ受け身というか、受身の形でこう参加するだけなのですけど、私はこの「想い」っていうところがすごく大事なと思って見せてもらっていたのですが、やっぱり京丹後を想う気持ちっていうのをすごく感じるし、これからの京丹後を盛り上げていく上ではすごく良いことだなと。うちも娘がおるのですが子どもを見とったるで参加してきたら、とか言っていたのです。ただ30歳がまだ子育て真っ最中だったり、まだ結婚してなかったりという意味では、じゃあ何かやろうぜっていうところまで行くのかなという気持ちはちょっとあるのですが、でも自分のことにして、私は45歳ぐらいで中学校の同級会をしたときに、すごく盛り上がって、ある程度子育てを終えていたり、結婚離婚を経験したりとかっていう年代で、多少横のつながりっていうのを持てたことっていうのが、いまだに良かったなと思えるんで、この30歳という歳が良いのかどうかっていうのはちょっと疑問なのですけれども、受け身の20歳の成人式ではなくって、自分たちでやろうという30歳の成人式にはちょっと賛同というか、感動をしています。ぜひ成功をしてくれたらいいなと思っています。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第15号「30歳の成人式」 in 京丹後の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第16号「網野少年少女合唱団グリーンクワイア・松本晃ジョイントリサイタルの開催に係る後援について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これも教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第16号「網野少年少女合唱団グリーンクワイア・松本晃ジョイントリサイタルの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業につきましては、地域の子どもたちが日頃の練習の成果を発表し、合唱団OBも演奏することで歌うことの楽しさ

や合唱団の活動を多くの人に知ってもらうことを目的として実施されるものでございます。

内容は、グリーンクワイヤと松本晃氏が、それぞれピアノ伴奏で日本や世界の歌を合唱、独唱で演奏をされるようです。

主催は3・2ジョイントリサイタル実行委員会、会場はアミティ多目的ホール、期日は平成25年3月2日、申請者は網野町郷松本晃氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第16号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第16号「網野少年少女合唱団グリーンクワイア・松本晃ジョイントリサイタルの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第17号「日本木琴協会丹後支部発足記念コンサートの開催に係る後援について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これも教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第17号「日本木琴協会丹後支部発足記念コンサートの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業は、関西で3番目、京都で初となる日本木琴協会丹後支部の設立に当り、丹後地域におけるマリンバの普及と発展を目指し発足記念コンサートを行い、コンサートを契機として丹後の音楽がさらに広がることを目的として実施されるものでございます。

内容は、谷口理恵音楽教室生徒及び日本木琴協会丹後市部会員が演奏をされます。

主催は谷口理恵音楽教室及び日本木琴協会丹後市部、会場は京都府丹後文化会館、期日は平成25年3月30日、申請者は網野町木津谷口理恵氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第17号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第17号「日本木琴協会丹後支部発足記念コンサートの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、報告議案が2件ございます。はじめに報告第1号「京丹後市スポーツ推進委員の退職について」を議題と致しますので、説明をお願い致します。

〈吉岡教育次長〉

報告第1号「京丹後市スポーツ推進委員の退職について」説明をさせていただきます。

現在、スポーツ基本法の規定に基づきまして委嘱をしておりますスポーツ推進委員のうち、秋尾豊氏から平成25年1月25日付で、一身上の都合により同日をもって辞職したい旨の願いが出されておりますので、これを受理することとしましたので報告をさせていただきます。

なお、後任につきましては、下宇川連合区の方に推薦の依頼をしておりますことを付け加えさせていただきます。以上です。

〈小松委員長〉

ただ今、報告第1号をご説明いただきました。

ご質問がございましたらお願いします。

ございませんか。

〈小松委員長〉

それでは、次に報告第2号「土曜日を活用した教育活動の実践研究について」を議題といたしますので、説明をお願い致します。

【資料に基づき説明】

〈小松委員長〉

ありがとうございました。

ただ今、報告第2号を説明いただきました。

ご質問等がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

これについては、じゃあ、あの教育と学びのまちづくりということで各学校がどうい

ことをやっていかれるかということについては、また後ほどというか、また何かの機会で見え方も知ることにはできるかと思いますがどうでしょうか。

〈竹本教育理事〉

はい、また機会を捉えてご報告をさせていただきたいと思っておりますが、現在まで学校にはこの中身について提示をしておりませんので、具体的な学校の取組はまだないということでございます。ただ、本年度峰山中学校が土曜活用の府教委の指定を受けまして1年間実践教育を進めておりますけれども、それについては小中一貫教育と関連もさせていただいて、土曜日の生徒の部活動に小学校の6年生を呼んで体験をさせて、その中で小学校中学校の子どもたちが接続できるような取り組みを進めるということで、年7回、今年度計画をしていただきまして、これも子どもたちの感想をその都度見させていただきましたけれども、非常に大きな成果を挙げているというふうに思っておりますし、保護者からも非常に好意的な反応を学校の方に届けていただいたようでございます。

〈米田教育長〉

網野中学校も、よく似たようなことをしてくれていまして、昨日小中一貫教育のコーディネーターというのを各学校に置いておるのですが、そのコーディネーターばかり、教務主任クラスの先生達が全員集まって研修会をここで持ちました。その時に、網野中学校も小中一貫の取組について教頭が話をしてくれまして、やっぱりこうやって交流をしながら、これは土曜日活用とは直接は関係ないのですが、土曜日も合唱を見せたりとかいろいろな取り組みをしております。そういうのをひっくるめて、中学校の教師の意識が変わったと、小中の授業をこう、つながるようにするとね。それから中学生が、小学生からそうやって褒めてもらったりびっくりしてもらうことによってものすごく喜んで自信を持つてくるというようなことがこうあったのだと。だから網中としてもこの小中一貫の取組をやってよかったというような感想をちょっと教頭が言っていました。それから、今日小学校の教頭会が年度末の総会をしておったのですが、ちょっとこの会議があるのでその発表は聞いていませんが、五箇小の校長さんが、峰山町の小中一緒になった取り組みの報告をしています。おそらく、今のこのクラブのことなんかも含めて発表しているのではないかと思います。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈野木委員〉

非常に今聞かせていただいている、わくわくするようないい提案だと思ってます。

ぜひ今本市の特徴も生かしてというようなお話もありましたけども、本当にそういった本市ならではのこういった取り組みをしていただきたいなと思っております。たまたま昨日うちの店のお客様で舞鶴の方がいらっしゃったのですが、舞鶴の小学校の先生と話していて、おそらくこういった形のものだと思うのです。和の関連のもので子どもたちに立ち居振る舞いやマナーみたいなものについて、和菓子を使った話ですけど、和菓子からその地域の歴史だとかそういったものを今教えているのですよといった話をされていた初老の女性がいらっしゃったのですけども、そういったいろんな取り組みができる素晴らしい考

えだなと思って聞かせていただきました。

〈文珠委員〉

先ほどの指導の重点の中でもたくさん書かれていましたが、計画を立てて進めていくというので、いろんな学区において計画を立てられていくことだろうと思っているわけです。大変良いことだと、野木委員も申し上げましたが、大変良いことだなと思っております。その中で進めていくなら、委員としては具体的に何をしているというのがあまり見えてこないですね。例えば申し訳ないですけど、委員の活動が不足だと言われればそれまでなのですが、例えば私のところの地域の学校は一貫教育の中でどういうふうなことをやっていますかって言われますと、私よう答えんというところがありまして、例えば地域との連携を深める活動を進めていくんですよって理屈は分かるんですけど、じゃあ何をされていますかって言われるとよう答えんということがありまして、もう1つ特色ある学校をやっていますよっていうことでもわかれば、じゃあその特色は何をされていますかって言われたらよう答えんのです。ですから、この学校はこういうようなやっていますよとか、それを一つの資料としていただけたら私たちも考える機会がありますし、また地域の人にこういう活動をして頑張っていますということが言えるのじゃないかと思って、そういう資料もまたいただけたらと思います。

〈小松委員長〉

土曜日の活用塾におきまして、こうやって頑張っているんですよというアピールが皆さんに理解していただける機会にもなり大事だと思いました。そのあたり、よろしくお願い致します。

〈米田教育長〉

今言われましたような意見は、そういうふうに感じられる方も多くて、というのは、広報にも載せますね。それから学校だより、よその学校だよりを見る人は少ないと思いますが、いろんな形で宣伝しているわけです。そしたら、うちの学校ではしてもらえんのかという、何をしてもらっとるんだという問い合わせがあるのも事実ですね。今日小学校の校長会で、やっぱり一生懸命やってもらっとるから、そういうふう問い合わせまであるぐらい関心持っておられると。だから発信をどんどん地域にしていくこととします。

〈小松委員長〉

はい、他にご質問ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは続きまして、1件の追加議案が準備されておりますのでご審議をお願い致します。

報告第3号「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これも次長の方から説明させていただきます。

〈吉岡教育次長〉

それでは追加でお世話になります。報告第3号の説明をさせていただきます。裏面には「体罰禁止の徹底及び体罰にかかる実態把握について」です。資料を配布させていただいていますが、ちょっと途中になりますけど資料2というのがあるのですが、資料2以降に府や国の通知をつけさせていただいておりますので、国がこういった取り組みをするということになりました。それを受けまして、府の教育委員会から市の教育委員会に対しまして、平成25年2月4日付で「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の依頼通知がきております。実は府の教育委員会では、明日、2月8日に管内の校長会を実施しまして、体罰禁止の徹底と実態把握に対する説明を行うこととされておりますが、本日この教育委員会がありますので、市教育委員会としての取り組みについて改めて説明をさせていただく時間をとっていただきました。

まず、一番前に戻っていただいて、まず府教委からの通知及び取り組みの内容ですが、①としまして、これもちょっとわかりにくいですが、資料3に府教委から「部活動の適切な指導について」の通知がありまして、その後に資料4があるのですが、「運動部活動指導者研修会」が府教育委員会と京都府高体連の共催で、2月25日に実施をされます。対象者の中には、中学校の運動部活動指導員も含まれているということになっておりますので、本市からも参加することになると思います。それから②としまして、相談のできる特設電話を2月12日から25日まで設置するようです。これについては、府教委が作りましたチラシをつけさせていただいておりますが、これにつきましては市教委の配布物と一緒に学校を通じ保護者等に配布をしたいというふうに考えております。③としまして、実態把握等の取り組みのところになります。これについては後ほど市教委が府の通知をもとに実施します内容の中で説明をさせていただきます。

それでは、市の教育委員会の取り組みなのですが、まず一つ目としまして、一枚めくっていただきまして、資料1のとおり明日付の教育長名で各校長宛に「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知をさせていただく予定としております。二つ目としましては、実態把握を行いたいということ、三つ目は、教育委員会内に電話相談窓口を2月12日から3月29日まで設置をさせていただきたいと考えています。

実態把握につきましては、3枚目に「実施要領」を付けさせていただいております。実態把握の目的につきましては、一番上の1に記載をさせていただいております。実態把握の方法につきましては、対象は、全小中学校の教職員、全児童生徒、保護者ということになります。

実態把握の方法なのですが、教職員につきましては、管理職への教員からの自己申告と、管理職による全教職員への聞き取りとなります。児童生徒につきましては、小学生は、全校集会で校長から体罰についての話をした後で、校長・教頭または話しやすい教員ということになっているのですが、子どもの方からの申し出と、体罰の申し出があった場合は教員による聞き取りということになります。中学生は、アンケートの実施と、その中で体罰の回答があった場合は個別の聞き取りを行うこととしております。アンケートと、聞き取りの内容については資料を付けさせていただいております。保護者につきましては、学校から、次に付けさせていただいていますが保護者宛の案内文の配布をさせていただいて、その中で子どもたちに全校集会を行うこと、聞き取りやアンケートを行うこと、児童については先生に相談するように伝えていただきたいということ、保護者の相談を学校が受けることの通知をさせていただきますことや、また教育委員会内に相談用の特設電話を

開設すること等の案内をさせていただくことにしております。なお、相談につきましては具体的には指導主事が当たらせていただくことと考えております。

以上、体罰に関係する取り組みを現在でも予定しています内容について説明をさせていただきましたので、またご意見等がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〈小松委員長〉

報告第3号を説明いただきました。

ご質問がありましたらお願ひ致します。

〈米田教育長〉

この京都は、基本的には比荷重を同じにします。ただ、市教委なり町教委のあれによってニュアンスがちょっと違うところが出てくるかも知れませんが、国の方針でもあるわけです。文科省に最終的には報告を挙げるので、このことをマスコミも知っておってね、今教育業界でも問題にしているのは、報告を求められたときに、状況を、答えをどうするんだということが問題になっています。例えば、宮津とうちとがばんばらこのことをしておると、その差が大きく取り上げられるということもあるので、まだ調査中は調査中と答えることができるということで、早急に本庁とも相談をしてまたその回答の仕方等の基本的なことについてはまた知らせる、というようなことがあるので近々また会議があると思ひますが、おそらく、こんだけ騒がれていますので京丹後市の教育委員会どうだったとか、それから学校に直接どうだということが聞かれることも予測されます。それについても、方針をまたまとめて何かの形で教育委員さんにもお知らせをしたいと思ひます。

〈小松委員長〉

これについては、丁寧にしっかりとお願ひします。

〈米田教育長〉

はい。

〈吉岡教育次長〉

多分教育委員さんにも、体罰に関して何もせんのかというような問い合わせがある分があるかと思ひますけど、一応こういう取り組みをさせていただくということで、よろしくお願ひしたいです。

〈小松委員長〉

ご質問ございませんか。

〈森委員〉

あの、体罰にしてもいじめにしても思うのですけど、そのやっぱり話せる、話しやすい状況というかそういう環境作っていただきたいというか、あと家庭でも、こういうことがあったって相談ができたり、相談や報告やできる家庭環境であつたら望ましいなと思うのですけど、学校もそういうことですし、本当に言えなかつたから自殺せんなんような

ことだったり誰にも理解してもらえなんだでっていうことって大きいと思うので、誰かに何かこう報告なり話すなり、それをキャッチした人が何か手立てを考えてもらえるような形があったらこんな悲しいことはおきなかったのではないかと思うのですけど。

〈米田教育長〉

家庭も当然ですけど、学校にもね、話せる窓口というのが非常に大事だなということを今日もちょっと校長会の話の中では話しとったのですけども、その通りだと思います。

〈森委員〉

あの、保育所の子でも言っていました。おばあちゃん仲間外れってしたことある、みたいなことを言っていたので、何らかの保育士さんの方からそういう話があったのかなと思って聞かせてもらって聞いていたんですけど。微笑ましいのは、保育所の子でも、きっと防災訓練というか避難訓練とかやっているみたいで、どうもごっこ遊びの中で、火事です、火事です、と上の子が言ったら、別のことをして遊んでいた下の子が同じように反応して。これは訓練の成果なのかなと思って、ちょっと遠くで見とった私は思わず吹き出してしまったのですけど、それもなんていうか、何回もしてもらって訓練でそれなりに反応するようになってくるのかなと思って、ちょっとここ1ヵ月くらいいろいろテレビで報道されることや子どもたちの言葉を聞いて、それなりにみんながこう反応しているなという気はしたのですけど、良いことだなと思って聞かせてもらっていました。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈文珠委員〉

はい、この府の方の調査というか、中心は部活動における中で体罰があるかどうかというアンケートが中心のような感じがしますが。

〈吉岡教育次長〉

ではないです。

〈文珠委員〉

ないですか。

〈吉岡教育次長〉

ないです、はい。

〈文珠委員〉

全体的なので。

〈吉岡教育次長〉

研修会は部活動中心の研修なんですけど、体罰のアンケートはすべてです。

〈文珠委員〉

体罰というのはいじめと違って、いじめは生徒間同士というやつですけど、体罰は指導者が暴力をもって指導していくという方法をとるとい、あつてはならないこと、やっぱりそう意識付けを共有していきたいなという、指導者、先生方なりにしっかりと見ていただくことが一番大事だと思いますので、それをお願いしていきたいということと、やっぱりどうしても手が出ることはあるかもわかりませんが、それはいろいろとその時の状況があるでしょうで、それはそれでまた悪いことという、課題だと思いますけど、一番いけないのはやっぱり暴力で指導していくという方法をとっておるとこが一番いけないわけで、それは絶対しないようにという認識が今日できた。

〈米田教育長〉

この調査で、非常に神経を使うのは、いじめと違って、いじめは生徒同士ということになります、教師対子どもであるということから、例えば保護者からうちの子が体罰を受けたというふうに相談電話があったら1件ですね。ところが話をして行って、それは体罰とは言えないですよ、とは学校からは非常に言いにくい。下手にいうと、もみ消しということになるとね。そしたら親の捉え方とか子どもの捉え方によって大変差がでてくるのですね。その辺を神経を使いながら、きちっと、これは体罰であると、そうでなという区別をせんなので、その辺のこともちょっと教育委員会として検討した方がええなという話はちょっとしていました。

〈小松委員長〉

体罰の対応ですね、具体的に、その対応の詳細というかありますので、その部分をきちりと経過であるとか、聞き取りの段階でそのあたりを、前後関係をきちりと整理していただいた方がいいと思います。

〈米田教育長〉

まずそれを踏まえることと、それから保護者への対応なんかも、どのようなどんな意見が意見として出てくるかちょっと今予想がつかないので、福知山の教育長さんに挙がったやつを全部挙げるのかと聞いとつたら、今度はそんなことしませんと言うておられました。

〈吉岡教育次長〉

昨日も事務局で話をしている時に、いろいろと話しをしていたのですが、今度は調査する側がもしかしたら体罰している人があった時には一番困るということがあるので、そこら辺を十分考えながらしなければいけないと思います。だから、校長先生や教頭先生は特にそんな直接子どもに指導することは少ないという前提の中で聞かれていますので、この調査をするということになります。

〈小松委員長〉

はい、ということで、他にございませんでしたら、以上をもちまして本日の議事はすべて終了させていただきます。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る1月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 学校再配置事業の取組みについて
- ② 京丹後市教育支援センターについて
- ③ 2月学校行事予定について

〈子ども未来課〉

- ① 久美浜統合保育所・幼稚園整備用地の購入について

〈社会教育課〉

- ① おもしろ科学体験の実施について
- ② スポーツ推進審議会について
- ③ 近畿スポーツ推進委員研究協議会について
- ④ 京丹後市総合文化祭について
- ⑤ 公民館再配置計画について

〈文化財保護課〉

- ① 野中の田楽の無形民族文化財の選定について
- ② 網野郷土資料館の社会科授業見学について

〈小松委員長〉

それでは、全体を通しまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは、以上をもちまして第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後5時50分 〉

[2月臨時会 2月25日(月) 午後2時から]